

新型コロナウイルス感染症にかかる支援・相談窓口のお知らせ

子育て世帯への給付金の申請をお忘れなく！

問子ども政策課(東庁舎) ☎69・6123 ☎72・3788



子育て世帯への臨時特別給付金 **国**

■対象 公務員で、児童手当を受給している世帯
※職場から児童手当を受給されている場合、職場で受給証明を受けた申請書の提出が必要です。

※一般対象者にはすでに振込を終えています。

■提出期限 10月30日(金)(当日消印有効)

未就学児生活支援助成金 **市独自制度**

■対象 令和2年4月30日時点で湖南省に住民登録があり、平成26年4月2日～令和2年4月1日に生まれた児童

※単身赴任などで市から児童手当を受給していない人は申請が必要です。対象と思われる人には7月末に案内を送付しています。

■提出期限 10月31日(土)(当日消印有効)

新型コロナ人権相談ホットライン

問人権擁護課(西庁舎) ☎77・8512 ☎77・4101 相談窓口 ☎☎077・523・7700

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた人専用の相談窓口です。相談で得た個人情報を目的外に使用することはありません。ひとりでかかえず電話してください(相談無料、通話料有料)。

■受付日時
月・火・水・金(祝日・年末年始などを除く)
午前10時～正午、午後1時～4時

■相談機関
公益財団法人滋賀県人権センター

※受付後は相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(要予約)。

国勢調査 2020

回答はお済みですか？

問地域創生推進課(東庁舎) ☎71・2316 ☎72・2000

回答は10月7日(水)までにインターネットか郵送で!

新型コロナウイルス感染症感染防止のため、インターネットか郵送での回答をお願いします。



⚠国勢調査をよそおった詐欺や不審な調査にご注意ください!

その他国勢調査について、詳しくは「国勢調査2020総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>

